

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人 苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



Index

日本における損害賠償額
— 倍返し? —
…1

【苗村法律事務所のファイルより】
会社法改正 (1)
…2 ~ 3

【最近の判例から】
談合と不当利得返還請求
…3 ~ 4

【事務局から】
楽しい事務所旅行
…4



日本における損害賠償額 | 倍返し?

日本では、実は、民事裁判はあまり利用されていません。その理由は様々で、費用がわかりにくい、時間がかかるというのが大きな理由としてあげられますが、判決をもらっても執行できない、また不法行為に基づく損害賠償請求事件などでは、判決自体が、あまりに低額の損害賠償しか認めないので費用対効果が合わないというのも理由の一つのようです。

確かに日本の裁判において認定される損害賠償額の低さについては、これまでもさまざまに話題に上ってきましたし、それと対極にある米国の懲罰賠償の制度の導入なども紹介されてきました。懲罰賠償といえ、よく、ハンバーガーショップで買ったコーヒを膝にこぼしてしまってやけどを負ったおばあさんが 100 億円の賠償金を手にしたという事件が例としてあげられますが、実際の賠償額は 3 億円程度だったようです。たとえ 3 億円にし、それは日本で認められる実損に基づく賠償額を遥かに超える額です。米国では、ある意味個人が自らの損害を超える莫大な賠償を手にしても、支払う側に、その痛みを感じさせるような賠償額を支払わせることが社会を良くするのに有用だという考えがあるようです。

しかし日本の最高裁は、米国の裁判所で認められた懲罰賠償の判決を日本で執行することは認めていません。2013 年の流行語大賞にもなった半沢直樹シリーズの「やられたら倍返しだ!」ですが、ドラマの前半では、堺雅人さん扮する半沢直樹は「10 倍返しだ!」と叫んでいました (池井戸潤氏の原作では、この前半部分でも「倍返し」です)。しかし視聴者からの反響があつたらしく、後半は倍返しになっています。いくらやられても 10 倍にして返すというのは、日本人の信条にはあっていないと

いうことのように。すなわち、最高裁が懲罰賠償は日本の公序良俗に反するとしたのも、まさに焼け太りは許さないという日本人の気質に沿ったものなのでしょう。

ただし、倍返しは認めるというのが今の日本人の感覚に合っているというのであれば、事案によっては 2 倍の損害賠償を認めるというのはどうでしょう。アメリカでは、侵害者に悪性、背信性が強い特許侵害については、現実の損害の 3 倍までの賠償を認めています。3 倍返しは日本人の感性に合わないとしても、悪性の強い、故意や重大な過失による不法行為においては、裁判所の裁量で 2 倍までの賠償であれば認めるとしても抵抗はないのではないでしょうか。日本では、弁護士費用は認められた賠償額の 1 割が認められるのがやっとなので、多くの事件では、被害者は弁護士費用の一部を持ち出して賠償請求をしているのが実情です。悪質な事案では 2 倍までの賠償を認めることで、実質的な填補賠償が図られるとも考えられます。

2 倍という発想は、賃貸借が解除された後も賃借人が出て行かない場合に備え、賃料の倍額の賃料相当損害金の支払を要求する、また貸金の遅延利息は、損害金として通常利息の倍とする契約条項を認めるなど、契約の世界では割合容認されています。このアイデアいかがでしょうか。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

会社法改正(1)

企業統治（コーポレートガバナンス）の強化を柱とする会社法改正に関する法案が平成 25 年 11 月 29 日に閣議決定され、同日、第 185 回国会に提出されました。これは法務省の法制審議会会社法部会第一回会議が平成 22 年 4 月に開始されてから、同部会による平成 24 年 8 月 1 日付「会社法制の見直しに関する要綱案」の決定を経て、今回法案化されたものです。

今回の会社法改正には実務に影響を与える点がいくつかありますが、そのハイライトのひとつが社外取締役の義務化（するかどうか）という点でした。今回は、この点について概説したいと思います。

1. 社外取締役設置義務化見送りと説明義務

結局、改正案によれば、監査役設置会社である上場会社等（正確には、金融商品取引法（以下「金商法」といいます）第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社）において社外取締役を置いていない場合、「取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない」という条項が加わることになりました（会社法第 327 条の 2 の新設）。

会社法は、上場会社と非上場会社とを問わず、すべての株式会社に適用される法律ですが、この社外取締役未設置に関する説明義務は上場会社等のみ課される義務ということになります。そこで（上場会社と非上場会社とを区別する）金商法を引用し、会社法に金商法上の概念を持ち込む形で法改正することになりました。

上場会社が社外取締役を置くことが相当でない理由を説明する際には、事業報告書という書面ではなく、定時株主総会において直接株主に説明しなければなりません。

これまでの実務に鑑みると、事業報告書という書面のみでの説明となれば、テンプレートのような表現を用いての上場会社も同じような説明を行うことになっていただろうと思いますが、取締役が定時株主総会で理由を説明しなければならないとなると、そのような形式的な対応では難しいのではないかと思います。その意味では、社外取締役を設置しない積極的な理由を各社で考えなくてはならないこととなり、社外取締役制度に対する各社の理解が深まるのではないかと期待されます。

また、私の実務経験からすると、毎年株主総会はあるものの、株主の前で報告・説明を行うのが取締役の本業ではないため、説明を担当される取締役も出来る限り株主からの厳しい質問は少なくしたいのではないかと思います。この観点からすると、定時株主総会において社外取締役不設置の理由を説明しなければならなくなる（そしてその質問に対応しなければならなくなる）のであれば、いっそのこと社外取締役を設置した方が無難ではないかと考える上場会社が出てくるのではないかと予想もされます。結果として、社外取締役設置義務規定は見送られたものの、実質的には社外取締役の設置を半ば強制するようなプレッシャーを与える規定が会社法改正案に導入され、社外取締役設置義務と同様の働きをすることを立法者は期待しているのではないかと推測されます。

2. 社外取締役の定義の変更

技術的な話になりますが、改正案ではそもそも社外取締役の定義が改正されることとなります（会社法第 2 条第 15 号）。これまでは当該株式会社またはその子会社等の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人である（あった）かどうかで判断されていました。今後は社外取締役

の要件に、①株式会社の親会社等またはその取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でないこと、②株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く）の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人でないこと、③株式会社の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の重要な使用人または親会社等（自然人であるものに限る）の配偶者または 2 親等内の親族でないことが追加されます。

この改正により影響が出るのは、上場会社の社外取締役に、親会社等の取締役が就いている場合です。当該上場会社が、いわゆるオーナー企業であったり上場子会社であったりする場合には、現在の社外取締役が会社法改正後も「社外取締役」に該当するのかチェックが必要になります。

また、社外取締役の要件に係る対象期間についての規律が以下の通り改められることになりました。すなわち、

- (1) その就任の前 10 年間株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人であったことがないこと
- (2) その就任の前 10 年内のいずれかの時において、株式会社またはその子会社の取締役（業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人であるものを除く）、会計参与または監査役であったことがあるものにあつては、当該取締役、会計参与または監査役への就任の前 10 年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人であったことがないこと

という形で対象期間が制限されました。従前の会社法は、対象期間に制限がなかったことから、一度でも取締役等になった場合、

社外取締役役に就任することはできないことになっており、その点が問題とされていましたので、立法によって解決が図られることにな

ります。なお、親会社の「元」取締役は（10年待つことなく）社外取締役になることができます。



佐藤 有紀
(さとう ゆき)

最近の判例から

談合と不当利得返還請求

はじめに

競争法当局の活発な法執行により、独占禁止法に関わるコンプライアンスの重要性は、現在広く理解されているところです。もっとも、同法違反の行為に対しては、課徴金納付命令などの競争法当局による行政上の手続だけでなく、刑事手続のほか、損害を被った被害者による民事的な手続がとられることがあります。今回は、いわゆる公共調達において談合をした事業者らに対し、国が契約の無効を前提として支払代金の返還を求めた事案（東京地裁平成22年6月23日*1）をご紹介します。

事案の概要

防衛庁（当時）が陸上自衛隊で使用される携帯無線機等に使用する専用の電池を調達するに際し、メーカー4社が、平成9年4月から同12年にかけて、談合の上、受注予定者を決定し、入札においてその受注予定者が落札できるよう調整していました*2（本件談合）。

国は、これら談合の結果として各メーカーと締結した契約（本件契約）は無効であるとして、支払代金額と各メーカーから納入された電池の価格相当額との差額を不当利得（民法704条）として請求しました。

主な争点

- ①本件契約は無効か（独占禁止法違反の行為が私法上の行為に与える影響）。
- ②本件契約が無効であるとしても、国の担当者が本件談合に関与していたのであるから、国が支払った代金は不法原因給付（民法708条）にあたり、返還請求は認められないので

はないか。

- ③本件契約が無効であり、国が支払った代金が不法原因給付でなく、各メーカーがこれを返還しなければならないとしても、他方で、国は各メーカーから納入された電池の価格相当額を返還しなければならない（電池それ自体は既に費消されており、電池自体の返還は不可能であるため、その価格相当額の返還をしなければならない）、これをどのように算定すべきか。

裁判所の判断

①について

判決は、独占禁止法19条（不公正な取引方法の禁止）に違反する契約の効力が争われた最高裁昭和52年6月20日（岐阜商工信用組合事件）を参照し、「独禁法3条に違反する契約の私法上の効力については、同条が強行法規であることによって直ちに無効であると解することはできず、当該契約が公序良俗に反する場合、民法90条によって無効となる」として、上記最高裁判決以降の裁判所の一般的な判断枠組みを踏襲し、結論として、「談合行為は、性質上、自由競争経済秩序という公の秩序に反する行為」であり、「談合の結果に基づきこれを実現するために締結された契約は、公序に反するものとして無効である」と判示しました。

本判決は、談合行為の悪質性に鑑み、その結果として実現された私法上の行為の効力を否定すべきとの判断を示したものといたします。

②について

判決は、「担当官は、被告ら4社からの要望に応える形で、予定価格を含む本件入札に

関する情報を提供し…（中略）…原告が、本件談合の存在を認識、認容し、むしろ、これを助長する役割を果たしていたことを否定することはできない」と認定して、本件談合に対する国の関与を認めました。

しかしながら、「上記情報提供が一旦担当官の行う行為の限度を超えて、陸上自衛隊の組織として行われていた行為であると認めるに足りる証拠はなく」、また、「本件談合をするよう指示したり、事実上、本件談合を行うことを強制したなどの事情を認めるに足りる証拠もない」として、国の関与が組織的でなく、かつ、限定的であることを指摘し、これに対するメーカー側の悪質性を強調して、国が「本件談合を主導したと認めることができない以上」不当利得としての返還請求を否定すべきでない」と判示しました。

本判決は、組織的な関与の有無及び本件談合を主導したか否かを判断要素として示しました。

③について

判決は、電池の価額相当額について、「本件電池は、自衛隊専用電池として製造されたものであって、一般に市販されるものではないから…（中略）…市場価格によることはできない」ことを指摘し、その算定方法について、国が主張する算定方式は調達物品等の予定価格を定める際の旧防衛庁（現防衛省）の内部基準であって妥当でないとして採用せず、原価計算基準を採用しました。

具体的な算定については、数種類の電池があり、紙面の関係上、すべてに触れることはできませんが、判決は、あるメーカーとの関係では、製造原価と販管費に加えて、メーカー

から主張された10%の利益を認め、また、他のメーカーからOEM供給を受けていた別のメーカーとの関係では、総利益(販管費及び利益)約30%の加算を認めました。

検討

独占禁止法違反の談合行為の結果として締結された契約については、その効力を否定するのが下級審裁判例の流れであり^{※3}、本判決の結論に異論はないと思われます。

民間における調達の場合であっても、この結論に差はないと考えられますが、民間の場合には、談合・カルテルの当事者と直接の契約関係がない当事者(例えば一般消費者)が被害者となることも多く、独占禁止法違反行為との関連性が弱いために契約の無効を主張して救済を求めるのが難しい場合には、損害賠償の請求(民法709条、独禁法25条)によって被害の回復を図ることになります。この損害賠償の請求には、短期の消滅時効の制限があるので、注意が必要です^{※4}。

日本では、集団訴訟制度や立証上の問題から、独占禁止法違反の事案において、民事

的な救済制度はあまり利用されていませんが、米国で民事訴訟が活発に利用されていることは有名で、EUでは民事的な救済制度を充実させるよう法案が提出されるなど目指している方向性は明らかです。このような流れの中、日本でも早晚、民事的な救済を求める事案が増えてくることが予想されます。加害者とならないよう注意するだけでなく、今後は、被害者となった場合にどのように対応すべきかという点を含め、独占禁止法の理解を深めていくことが求められています。

- ※1 判例タイムズ 1392号
- ※2 公正取引委員会による行政手続の詳細は、公正取引委員会HPを参照ください。
- ※3 例えば、シール談合事件:東京地判平成12年3月31日、同控訴審東京高判平成13年2月8日。最近のものとして、東京地判平成23年6月27日。
- ※4 民法724条:損害及び加害者を知ったときから3年。独占禁止法26条2項:排除措置命令、課徴金納付命令または審決が確定したときから3年。



貞嘉徳
(さだよしのり)

Topic of the secretariat

事務局から

楽しい事務所旅行

去年の事務所旅行では壮大なアンコールワットに感動しましたが、今年のベトナム・ハノイも、また別の魅力にあふれる素敵な街でした。

猛暑が少し収まり始めた8月下旬、ハノイ空港に降り立った時は想像以上の厳しい暑さに驚きましたが、空港を出て活気あふれる街並みを見て大興奮。唯一のハノイ経験者である苗村曰く、前回訪れた時とは比べ物にならないほど発展している、とのこと。確かに、建物はコロニアルスタイルで優雅な雰囲気のものが多いのですが、どこに行っても道路には車、モーターバイク、自転車、そして人が縦横無尽に溢れていました。今まさに成長期!という日本にはない雰囲気、世界に圧倒されました。また、伝統的な水上人形劇鑑賞やパッチャン焼きの工房見学、ベトナム最古の大学跡である文廊訪問などベトナムの文化や歴史に触れる機会も多く、食事も伝統ベトナム料理、ベトナム風フランス料理等バラエティー豊富で、ハノイを大満喫できました。

そんな盛りだくさんな旅の中、やはり私にとつてのハイライトはハロン湾への日帰り旅行です。ハノイから数時間バスに揺られると、そこには別世界が広がっていました。まさに、中国の水墨画を現実世界で再現したような美しさ。遊覧船クルーズでいただいた新鮮な海鮮料理も美味で、絶景の中、ゆったりと流れる貴重な時間に心癒されました。日本人はほとんどが日帰りですが、欧米人は2泊以上ハロン湾クルーズを楽しむ方も多いそうです。景色を眺める以外にあまりできることはないと思うのですが、水墨画の中を旅しているような気分になる、価値ある時間をただただ楽しむのでしょうか。喧騒から閑静へ、そのギャップが美しさを倍増させてくれた気がします。

去年も今年も、ただ単に楽しむだけではない、異文化や文明、歴史を学びながら楽しめた事務所旅行でした。



今度はみんなでおアオザイ着ましようね。(苗)

ごあいさつ



2013年10月より弁護士法人苗村法律事務所に参加致しました、佐藤有紀と申します。これまで、米系渉外事務所において国内外のM&A、投資、コンプライアンス、訴訟等を取り扱ってまいりました。大阪弁が飛び交う弁護士法人苗村法律事務所にも慣れ、東京事務所の代表として、企業法務全般を取り扱っております。

土日は、ゴルフ、食べ歩き(趣味が高じ、先日はフードアナリストの試験も受けました。来月には登録予定です)などしております。紙面の関係でここまでしか書けないのが残念です。皆様に直接お目にかかるのを楽しみにしております。

<http://www.namura-law.jp>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047
大阪府北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階
※地下鉄御堂筋線または京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分
TEL: 06-4709-1170 FAX: 06-4709-0131
受付時間/9:00~18:00

東京事務所

〒100-6208
東京都千代田区丸の内1丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス 8階
※地下鉄丸の内線「東京駅」八重洲口より徒歩2分
TEL: 03-6860-8325 FAX: 03-6860-8560
受付時間/9:00~18:00

